

嘉手納村廣報

嘉手納村長 喜友名朝誓

發行所
嘉手納村役所
編集兼發行人
島袋印刷文社

地方公共団体の財政事情を公開し、住民の自治に対する関心を高めるとともに、一面行政の腐敗を防止し、自治に対する住民の信頼と協力を得るために、市町村自治法第七十七条に「市町村長は条例の定めるところにより毎年二回以上予算の使用の状況、収入の状況並びに財産、公債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を説明する文書を作成し、これを住民に公表しなければならない」と規定されています。

本村では現在まで一度も財政状況について公表したことはありませんが、去る一月二十七日村議会へ右公表に関する条例案を提出し、これが議決をみましたので「嘉手納村財政状況の作成及び公表についての条例」が一九五八年二月一日から施行されており、毎年十二月三十一日までの財政状況と一九五七会計年度の一般会計決算のとおりまして一九五七年七月一日から同年十二月三十一日までの財政状況と一九五七会計年度の一般会計決算のとおります。

なお、今回は、第一回目の公表になつておりまして一九五七年七月一日から同年十二月三十一日までの財政状況と一九五七会計年度の一般会計決算のとおります。

より、村民の声を充分反映させたところの、合理的且つ効果のある財政の運営をやつてゆくのが趣旨であり、このことにより村民の福祉増進を目的とするサービス行政の進展が期待されるものと信じます。

一九五一年三月十九日に沖縄郡島市町村説条例が公布になり、同年四月一日から施行になりましたが、この条例は沖縄郡島のみが通用され、一九五五年三月三十一日までこの条例を適用したのであります。一九五四年十二月に現行の市町村税法が公布になり、一九五五年四月一日を以て施行されたのであります。これは過去における中央集権的な税制度を大巾に改革され現行の地方自治制度に即応した自主的、民主的な税制度を確立し、地方自治の育成

地方税制度はどのように改革されていくかについて

税目別賦課徵収一覧表

税目	納 税 義 務 者	種 别	課 稅 標 準	税 率	微 収 方 法
村民税	二、村内に住所を有する個人は家屋敷を有する個人で当該村内に住所を有しない者	均等割	納稅義務者一戸及び二戸につき	三十円	納期
四、有する者	有する事務所、事業所を有する法人ではない社団所又は財團の代表者は又は管理又は定めのない者	課税所得金額	件号に該当する法人及び四件につき	三〇〇円	四月三十日
法人税割法	人 税 額		申告納付		
一〇〇分の一〇					

については、条例事項として市町村にまかされていましたのであります。が、新税法は各税目亘つて申告の義務を規定し、その申告された資料に基いて課税標準額を決定すると云う合理的な民主的な方法を探用し、村民の納得のいくよ

その地方公共団体の社会的、経済的情に即する限りにおいて税収入を大に可能ならしめようとするものであつて、地方財政の彈力性を強調しておるのあります。他方においては、地方の税権の拡張であり同時に税制に關する自主性の強化を意味するのであると考

考るに、申込課で申込金を納めることによって、主として、行政の運営が可能となり、ひいては、村の自治的発展が望まれるのであります。尚各税目に関する改正要領については別表税目賦課徴収一覧表をもつて説明にかえます。

新税法の改正点を要約すると、(1) 争生制度の採用、(2) 財産税の拡充、(3) 自主性・彈力性の強化、(4) 課税権の拡張、(5) 稽核の整理等の諸点であり、これが実質上は現に相俟つて勢いある地方自治の整備強化及びこれを受けける地方財政の自主化が強く要請されるようになつたのであります。即ち曰て書いて「申告」しておきたいと思います。

かたのであります。本来市町村税は、
応益原則に立脚しているものであります
が、今回の償却資産を含めた固定資
産税の新設は尚一層この原則を貫くう
とするものであると考えられるのであ
ります。尙田法による固定税率を廃止
し、標準税率を採用していることは
地方公共団体の行政事業の執行に伴う
必要経費をその住民が「税金」をもつ
て賄ふと云う地方自治本来の有り方か
ら、当然の事であります。しかし、
与えられた共通の使命であります。吾々
のためには先づ「人のためであります。吾々
は「税金」を納入しなければならない
か」と云うこととを充分に理解し、同時に
にこの「税金」の行くえについても
と関心を深め、積極的な批判をして戴
くことが肝要であります。御承知の通
り納税成績が向上すると云うことは、
これに応じてその反対給付としての、
行政的サービスは実を挙げることがで

發展を図るという意味に於ては眞に意義深いものがあります。従来地方団体は政治的地位が極めて低く行政事務に於いても又彈力性（財源）がなく中央集中化の傾向にあり、地方自治の發展を期するには、到底不可能な制度であつたのであります。ところが終戦後統治制度が大きくクローズアップされ、地方権を基盤とする現行制度が採用されることになり、これに即して地方税制度も又一大変革がなされたのであります。以下新税法の改正点につき概略述べておきたい。

この新税法の特徴は、従来の課税標準である地主地主の資産額を以て課税標準とするのを改め、地主の年間の生産額を課税標準とするものである。従来の地主地主の資産額は、その減価償却費が法人税法では所得税法の規定により必要経費の計算に入れられるものを云う）を含めたたな固定資産税が新設され、従来の土地税は貨貸価格をもつて課税標準としていたのに対し、資産の評価額もつて課税標準とするところの所謂

税を新中又却地準ノヨリ、次にミン税、ラジオ税、電話税等々、徴税の廃止については徴税費最少の原則に一環税、当然に要請されるものであり又住民は均しく文化の恩恵に沿うる権利がありますので、これ等文明の種器に課税すると云うことは、不適な措置であります。従つてこれを是正し、近代的文化社会に即する税制度を確立すると云う意味において、これ等の廃止は意義あるものと思われます。以上が新税制度の改革要点となつておりますが、要はこの制度を眞に民主的、自主的なものとし、地方自治の本旨にてえられるのであります。

財政の概況

年次予算額譜

財政の概況

予算は毎年度の始まる前に村長によつて編成され、そして村民の代表である議会に於て議決されましてこれが当初予算といいます。又その後に於て必要を欠くことのできない経費を要し、又は計上された予算に不要が生じた場合も同様な手続によつて適度に増額され減額されます。これが追加更正予算と事務上名付けて居ります。

本年度に於ける本村の当初予算額は五十六〇一、三一三円でこの予算は昨年七月一日議決になりました。尚七月と九月二回に亘り一二〇六、一〇二円追加予算が議決になり、十二月末現在で六八〇七、四一五円の予算額になつて居ります。

本年度の予算編成に於ては、我が嘉手納村の財政経済の実態に即応して財政の合理的運営を図るため、できるだけ健全財政の線を強く打ち出し、その方策を講じてきたのであります。

即ち需要費を極度に圧縮し、同時に諸経費の節減を実施すると共に、村民の福祉の向上を図り生活の安定を確保するため必要な経費は追加し、又それまで必要のない経費を更正したのであります。尚これらの経費に充当する財源については、われわれが負担する税金を始め税外収入のすべてを網羅して計上すると共に、その収入確保に努力して居ります。以下一九五八年度の予算編成について才入才出予算額別拆表に基いて、その内容をあらまし御説明致します。

宮繕費等の出資であります。

四、土木費 一三四九、〇二二円
総予算額の一九、八三%で道路維持修繕費、道路新設改良費等に一一六、三〇〇円需要費六六、一二〇円綜合グラウンド維持修繕費一九、八〇〇円慰靈塔建設費一〇、〇〇〇〇円出資となつて居ります。

五、社会及び労働施設費

三八四

六、保衛衛生費 二四二、〇〇四円
総予算額の三、五六%で伝染病予防費
一八、五〇〇円塵埃処理費九六、〇〇
円、屠場費一二七、五〇三円出費となつて居ります。

七、産業經濟費 三〇九、二七六円
総予算額の四、五四%で産業奨励費（
普通作物、蔬菜、果樹、畜産、林業、
害虫害需要費、經濟振興計画、產業振
興助成費）等に二三〇、二六三円產業
共進会費（賞品代、展示会、余興費）
三九、三六一円野口總管官例祭費四、
八〇・五円、生活改善費三四、九五〇円

1958年度収入及び支出状況調書 (1957年12月31日現在)

款別科目		予算現額	調定額	収入済額	未収入額	徴収歩合	選挙費六〇、二三八円 選挙料の〇、八九%で選挙事務員給 選挙当日の費用等に使途されま 入の部
1	村 税	2,607,958	1,851,239.50	663,454.50	1,187,785	35.83	
2	市町村交付税	826,080	889,000	735,500	153,500	82.83	
3	公営企業及び財産收入	560,408	557,597	557,597	—	100.00	
4	分担金及び負担金	1	—	—	—	—	
5	夫役及び現品	2	—	—	—	—	
6	使用料及び手数料	175,501	93,525	92,980	545	99.42	
7	政 府 支 出 金	911,964	1,095,220	1,000,160	95,060	91.40	
8	寄 附 金	1	11,620	11,620	—	100.00	
9	繰 入 金	1	—	—	—	—	
10	繰 越 金	610,250	561,002.50	561,002.50	—	100.00	
11	雜 収 入	1,115,247	1,016,648.90	1,016,648.90	—	100.00	
12	村 債	2	—	—	—	—	
計		6,807,415	6,075,853.10	4,638,963.10	1,436,890	76.32	
款別科目		予算現額	支出済額	残 高	支出歩合	九、諸支出費 一八七、三八九円 総予算額の二、七五%で諸税納税奨勵 費、滞納処分費、納税高掲運動費、過 年度支出各行政事務諸般にわたる研究 十、予備費 三〇、〇〇〇円 総予算額の〇、四四%で予期出来ない 行政事務並に事業費等に備える文字通 りの準備金であります。 ます。	
1	議 会 費	393,996	207,049	186,947	52.55		
2	役 所 費	2,747,381	1,270,491	1,476,890	43.33		
3	消 防 費	381,821	196,957	184,864	51.58		
4	土 木 費	1,349,022	853,475	495,547	63.63		
5	社会及び労働施設費	1,107,584	525,141	582,443	47.41		
6	保健衛生費	242,004	67,682.50	174,321.50	28.00		
7	産業経済費	309,376	113,985	195,391	38.84		
8	財 産 費	2	—	2	—		
9	選 挙 費	60,238	27,360	32,878	45.42		
10	公 債 費	2	—	2	—		
11	諸 支 出 費	187,389	91,488	95,901	48.74		
12	予 備 費	28,600	—	28,600	—		
計		6,807,415	3,353,628.50	3,453,786.50	49.27		

村有財産について（一九五七年十一月現在）

本村の所有する財産は次に掲げる通りであります

1 基本財產(動產)

種	目	數	量	価	格	単	価	保管者	摘要	要									
琉	球	銀	行	株	券	三	三	七	株	三	三	七	〇〇円	一	〇〇円	収入役	契約高払込済		
沖	繩	配	電	株	式	会	社	株	券	五	〇	株	五	〇	〇〇〇円	一	〇〇〇円	ク	五〇% 払込
比	謝	川	配	電	株	式	会	社	株	一	〇	〇〇	五	〇	〇〇〇円	一	〇〇〇円	ク	ク
南	米	拓	殖	株	式	会	社	株	券	一	二	五	〇	株	三	〇	〇〇〇円	一	〇〇円
										五	〇	〇〇〇	五	〇	〇〇〇円	一	〇〇円	ク	四〇% 払込

A 建物の部

B 土地の部

1958年度固定資産税評価額並税額算定基準表

家 屋

等級	種 别	評 価 額	税 率	税 額	課 税 評 価 額	税 率	税 額
特	鉄筋コンクリート建トラバーチン	16,000	0.5 100	80	12,800	0.5 100	64
1	鉄筋コンクリート建 スラブ	12,000	タ	60	9,600	タ	48
2	鉄筋コンクリート建 スラブ	11,000	タ	55	8,800	タ	44
3	木造杉、植楓、在来瓦S型 1丈1尺 ブロック・スラブ	10,000	タ	50	8,000	タ	40
4	木造杉、植楓、在来瓦S型 10尺 ブロック・スラブ	8,000	タ	40	6,400	タ	32
5	〃 10尺 4寸角 ブロック・スラブ	7,000	タ	35	5,600	タ	28
6	〃 9尺 4寸角 ブロック・スラブ甲	6,500	タ	33	5,200	タ	26
7	〃 セメント瓦9尺4寸角 乙	6,000	タ	30	4,800	タ	24
8	〃 セメント瓦9尺4寸角 丙	5,700	タ	29	4,600	タ	23
9	〃 セメント瓦9尺3寸5分角 丁	5,500	タ	28	4,400	タ	22
10	〃 セメント瓦山原材9尺4寸角	5,000	タ	25	4,000	タ	20
11	〃 〃 8尺3寸5分角 上	4,500	タ	23	3,600	タ	18
		下 4,000	タ	20	3,200	タ	16
12	〃 〃 トタン3寸5分角 上	3,500	タ	18	2,800	タ	14
		下 3,000	タ	15	2,400	タ	12
13	〃 〃 8尺3寸角 上	2,500	タ	13	2,000	タ	10
14	〃 〃 〃 中	2,000	タ	10	1,600	タ	8
15	〃 〃 〃 下	1,500	タ	8	1,200	タ	6
16	山原材カヤ葺米鬼集角材3寸5分角 上	1,200	タ	6	1,000	タ	5
		下 1,000	タ	5	800	タ	4
17	〃 〃 3寸角	900	タ	4.5	700	タ	3.5
18	〃 〃 7尺 上	800	タ	4	600	タ	3
19	〃 〃 〃 中	700	タ	3.5	600	タ	3
20	〃 〃 〃 下	600	タ	3	500	タ	2.5
21	規格住家 上 カヤトタン	500	タ	2.5	400	タ	2
22	〃 中 タ	400	タ	2	300	タ	1.5
23	掘立小屋 雑木 トーバイホー	300	タ	1.5	200	タ	1
24	〃 丸太材 カヤテント	200	タ	1	100	タ	0.5
25	幕 告	100	タ	0.5			

土 地

等級	評価額	税率	税額	課 税 評 価 額	税率	税額	備考	等級	評価額	税率	税額	課 税 評 価 額	税率	税額	備考
1	250	0.5 100	1.25	200	0.5 100	1.00	軍用地	8	300	0.5 100	1.50	240	0.5 100	1.20	許可地 宅地
2	170	タ	0.85	136	タ	0.68	タ	9	250	タ	1.25	200	タ	1.00	タ
1	230	タ	1.15	184	タ	0.92	タ	10	200	タ	1.00	160	タ	0.80	タ
2	180	タ	0.90	144	タ	0.72	タ	11	180	タ	0.90	144	タ	0.72	タ
3	140	タ	0.70	112	タ	0.56	タ	12	160	タ	0.80	128	タ	0.64	タ
4	100	タ	0.50	80	タ	0.40	タ	13	140	タ	0.70	112	タ	0.56	タ
5	60	タ	0.30	48	タ	0.24	タ	14	120	タ	0.60	96	タ	0.48	タ
1	140	タ	0.70	112	タ	0.56	タ	15	100	タ	0.50	80	タ	0.40	タ
2	110	タ	0.55	88	タ	0.44	タ	1	110	タ	0.55	88	タ	0.44	タ
3	90	タ	0.45	72	タ	0.36	タ	2	100	タ	0.50	80	タ	0.40	タ
4	60	タ	0.30	48	タ	0.24	タ	3	90	タ	0.45	72	タ	0.36	タ
5	40	タ	0.20	32	タ	0.16	タ	4	80	タ	0.40	64	タ	0.32	タ
1	11	タ	0.06	10	タ	0.05	タ	5	70	タ	0.35	56	タ	0.28	タ
2	10	タ	0.05	8	タ	0.04	タ	6	60	タ	0.30	48	タ	0.24	タ
1	1,800	タ	9.00	1,440	タ	7.20	許可地 宅地	7	50	タ	0.25	40	タ	0.20	タ
2	1,500	タ	7.50	1,200	タ	6.00	タ	8	40	タ	0.20	32	タ	0.16	タ
3	1,200	タ	6.00	960	タ	4.80	タ	9	30	タ	0.15	24	タ	0.12	タ
4	1,000	タ	5.00	800	タ	4.00	タ	10	20	タ	0.10	16	タ	0.08	タ
5	700	タ	3.50	560	タ	2.80	タ	1	7	タ	0.05	6	タ	0.03	タ
6	500	タ	2.50	400	タ	2.00	タ	2	5	タ	0.03	4	タ	0.02	タ
7	400	タ	2.00	320	タ	1.60	タ	3	3	タ	0.02	2	タ	0.01	タ

1957年度才入才出決算について

才入総額 5,628,993円50銭也
 才出総額 5,067,990円80銭也
 才入才出差引残金 561,002円70銭也

款別科目		予算現額	調定期	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に比し増減
才 入 内 訳	1 村 稅	2,278,115.-	2,484,178.70	1,854,905.80	20,932.80	608,340.10	206,063.70
	2 市町村交付税	826,080.-	826,080.-	826,080.-	-	-	-
	3 財産収入	1,123,602.-	1,838,034.-	1,838,034.-	-	-	714,432.-
	4 公営企業及負担金	1.-	-	-	-	-	△ 1.-
	5 夫役及び現品	2.-	-	-	-	-	△ 2.-
	6 使用料及び手数料	352,891.-	389,000.-	389,000.-	-	-	36,109.-
	7 政府支出金	780,778.-	646,394.-	646,094.-	-	300.-	△134,384.-
	8 寄附金	6,000.-	7,240.-	7,240.-	-	-	1,240.-
	9 緑入金	1.-	-	-	-	-	△ 1.-
	10 緑越金	20,000.-	132.20	132.20	-	-	△ 19,867.80
	11 雑収入	8,506.-	67,507.50	67,507.50	-	-	59,001.50
	12 村債	2.-	-	-	-	-	△ 2.-
才入合計		5,395,978.-	6,258,568.40	5,628,993.50	20,932.80	608,340.10	862,588.40

款別科目		予算現額	支出済額	不用途	備考
才 出 内 訳	1 議会費	346,756.-	284,564.-	62,192.-	
	2 役所費	2,467,826.50	2,386,369.-	21,457.50	
	3 消防費	275,142.-	272,068.50	3,073.50	
	4 土木費	861,300.-	683,673.-	177,635.-	
	5 社会及び労働施設費	652,356.-	625,250.-	27,106.-	
	6 保健衛生費	265,139.-	264,410.-	729.-	
	7 産業経済費	228,299.-	195,648.50	32,650.50	
	8 財産費	50,001.-	50,000.-	1.-	
	9 運賃費	86,776.-	85,873.-	903.-	
	10 公債費	6,751.-	5,400.-	1,351.-	
	11 諸支出費	214,739.80	214,734.80	5.-	
	12 予備費	883.70	-	883.70	
才出合計		5,395,975.-	5,067,990.80	327,887.20	

以上をもちまして、一九五八年度上半期における嘉手納村財政状況の説明を終ります。

本村の財政実情は右に述べて來ました通り戦災復旧事業の拡張に伴い、相当に財政的需要が増大して來ておりますが、要は財政経理の合理的な運営によって、その健全性を維持することが肝要であります。このためには私共当局においては収入の増加を図り、同時に支出における経常経営費の節減を行い、これによつて行財政の合理的な運営に努め、他方村民の皆様におかれてもつと積極的にこれが運営に御協力と御批判をして戴く事がその実現可能な方策と考えられるのであります。

最後に村民皆様の絶えざる御鞭撻と御協力を御願ひしてこの公表のむすびと致します。

△ ▽ △ ▽

むすび